

那覇市立壺屋小学校いじめ防止対策基本方針

I いじめの定義といじめに関する本校の基本認識

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
(いじめ防止対策推進法 第2条)

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた児童の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童本人や周辺の状態等を客観的に確認することを排除するものではない。

2 基本的認識

「いじめは、どの学校・どの学級でも起こり得るものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識にたち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるよう、「いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、以下の①～⑧は、教職員がもつべきいじめの対応についての基本的な認識である。

- ① いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものであること
- ② いじめは人権侵害であり、人として絶対に許される行為ではないという強い認識に立つこと
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくいものであること
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという考え方は誤っていること
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触すること
- ⑥ いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題であること
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きく関わる問題であること
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会等、すべての関係者が一体となって取り組むべき問題であること

Ⅱ 推進体制

校内いじめ対策委員会

〈目的〉

いじめの防止、いじめの早期発見、いじめの対処等の措置を組織的に行う。

〈構成メンバー〉

校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、教育相談担当、関係教諭、PTA 会長

〈内容〉

- ・いじめ防止の全体計画の策定
- ・いじめ発見のための調査
- ・関係機関との連携
- ・保護者への対応
- ・いじめ事実への対応や指導方針等の協議 等

〈いじめ対策の方針〉

(1)いじめは見えにくいものであり、早期に発見するため未然防止チェックシート、いじめ発見シート、いじめアンケート(人権・いじめ・豊かな心・思いやりの心を含む)などを実施する。

- ① いじめアンケート(児童用)……………毎月1日に実施
- ② いじめ発見シート(教師用)……………職員朝会での説明
- ③ 未然防止チェックシート(教師、保護者用)…学期に一回配布

(2)いじめへ対応する資料

- ① 聞き取りシート(当事者用)
- ② 保護者との面談シート(保護者からの訴え)
- ③ 保護者への連絡シート(保護者への第一報)
- ④ 通報シート(他の児童、地域、その他関係機関)
- ⑤ 状況整理シート

Ⅲ いじめの未然防止

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。子どもたち・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握したうえで、年間を見通した予防的な取り組みを計画し、協力協働体制で実施する必要がある。

いじめを起こさない学校づくり

1 いじめの起こりにくい学校にするために

- (1)子どもたちのよさを認め、誉め、励まし、伸ばすことを基本とした学校・学級経営にあたる。
- (2)小さな問題行動であっても、これらの行為を見過ごすことなく、学校全体として適切かつ毅然とした指導を行う。
- (3)教職員が、子ども一人一人の大切さを強く自覚し、一人の人間として接する。

2 いじめの起こりにくい学校・学級

〈児童〉

- (1) 失敗しても認め合い、励まし合う雰囲気がある。
- (2) 子どもたちが規範意識をもち、規律ある学校生活を送っている。
- (3) 表情が明るく、にこやかで言葉遣いが適切である。
- (4) 明るくあいさつをかわす。
- (5) 児童会活動や委員会、係活動に進んで取り組み、頑張ろうとする雰囲気がある。
- (6) 教室や学校が清潔で、整理整頓されている。
- (7) 規律ある楽しい給食の時間を過ごしている。
- (8) 地域住民や保護者等が気軽に来校し、学校の活動に参加・協力する。

〈教職員〉

- (1) 校長のリーダーシップのもと、全教職員が、生徒指導についての共通理解を図り、共通実践が行われている。
- (2) 教職員が、子どもたちの意見をきちんと受け止めて聞いている。
- (3) 教職員が、子どもたちに明るく丁寧な言葉で声をかけ、一人の人間として接している。
- (4) 教職員自らの言動が、子どもたちに与える影響の大きさを強く自覚している。

3 子どもの豊かな心と実践力の育成

- (1) 道徳や特別活動等において、「正義感や公正さを重んじる心」「他人を思いやる心」「命の大切さ」などの道徳性を育み、体験活動や日常生活との関連を図りながら自尊感情を高め、道徳的実践力を育成する。
- (2) 児童会など、子どもが主体的にいじめ根絶のために取り組む活動の充実を図る。

4 幼・小・中・高等学校等、校種間の連携

- (1) 人権を大切に作る心、勤労観、職業観、ふるさとを愛する心などを就学前から系統的に育む。
- (2) 中学 1 年生など人間関係における課題が出やすい段階を中心に、子どもの発達・成長に応じた豊かな体験活動などを取り入れ、人間関係づくりの力を伸ばす。

5 教育相談体制づくり

- (1) スクールカウンセラーや子どもと親の相談員、巡回教育相談員、市町村教育委員会の相談機関等の活用について、児童や家庭に周知するとともに、相談室の整備など、相談しやすい環境作り及び教育相談体制の確立を図る。
- (2) 校長の指導の下、教職員が児童との信頼関係づくりを行うとともに、定期的な教育相談等を実施する。

6 教職員の在り方

- (1) 教職員として、基本的資質、専門性の向上に努める。
- (2) 人権感覚を磨き、子ども一人一人の大切さを強く自覚し、一人の人間として接する。
- (3) 効果的な校内研修の方法を工夫する。
- (4) 家庭・地域・関係機関と緊密に連携し、相互に補いながら、善悪の判断や社会生活の基本的なマナーなどを育むよう啓発する。

7 保護者や地域の方への働きかけ

- (1) PTA の各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供

し、意見交換する場を設ける。

(2) いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、保護者研修会の開催やHP、学校・学年便り等による広報活動を積極的に行う。

IV 早期発見

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と子どもたちとの信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が子どもたちの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。

また、子どもたちに関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者や地域の方とも連携して情報を収集することが大切である。

1 教職員のいじめに気づく力を高めるためには

(1) 子どもたちの立場に立つ

一人一人を人格のある人間としてその個性と向き合い、人権を守り尊重した教育活動を行わなければならない。そのためには、人権感覚を磨き、子どもたちの言葉をきちんと受け止め、子どもたちを守るという姿勢が大切である。

(2) 子どもたちを共感的に理解する

集団の中で配慮を要する子どもたちに気づき、子どもたちの些細な言動から、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じとれるような感性を高めることが求められている。そのためには、子どもたちの気持ちを受け止めることが大切であり、共感的に子どもたちの気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドを高めることが必要である。

(3) 早期発見のための手立て

ア 日々の観察～子どものいるところには、教職員がいる～

休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、子どもたちの様子に目を配る。「子どもがいるところには、教職員がいる」ことをめざし、子どもたちとともに過ごす機会を積極的に設けることは、いじめ発見に効果がある。その際、いじめ早期発見のためのチェックリスト(資料)を活用することが有効である。

また、教室には日常的にいじめの相談の窓口があることを知らせる掲示をすることが大切である。

イ 観察の視点～集団を見る視点が必要～

成長の発達段階からみると、子どもたちは小学校中学年以降からグループを形成し始め発達の個人差も大きくなる時期でもあることから、いじめが発生しやすくなる。担任を中心に教職員は、学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかを把握する必要がある。また、気になる言動が見られた場合、グループに対して適切な指導を行い、関係修復にあたることが必要である。

ウ がんばりノート～コメントのやりとりから生まれる信頼関係～

がんばりノートの日記等や学級便りの活用により、担任と子ども・保護者が日頃から連絡を密にとることで、信頼関係が構築できる。気になる内容に関しては、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

エ 教育相談～気軽に相談できる雰囲気づくり～

日常生活の中での教職員の声かけ等、子どもが日頃から気軽に相談できる環境をつくることが重要である。それは、教職員と子どもたちの信頼関係の上で形成されるものである。また、定期的な教育相談週間で、全児童を対象とした教育相談を実施することで、相談体制を整備することが必要である。

オ いじめアンケート～アンケートは、実施時の配慮が必要である～

アンケートは、月に一回の実施が望まれる。いじめられている子どもにとっては、その場で記入することが難しい状況も考えられるので、実施方法については、記名、無記名、持ち帰り等状況に応じて配慮することが必要である。また、アンケートはあくまでも発見の手立ての一つであるという認識も必要である。

(4) 地域の協力を得るためには

保護者や地域の方々に情報交換、協議できる場を設ける。

V いじめに対する措置

1 いじめ対応の基本的な流れ

いじめを認知した教職員は、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、いじめに関わる関係者に適切な指導を行わなければならない。あわせて、ただちに学級担任、生徒指導主任に連絡し、管理職に報告する。

- ① 発見者が学級担任に報告
- ② 学級担任が事情を調査(場合によっては生徒指導主任もあたる)
 - ・事実関係の確認(聞き取りシートを活用し、時期、場所、誰が、行為、方法等を確認)
- ③ 生徒指導主任に報告
- ④ 管理職(校長、教頭)に報告
- ⑤ 管理職より指導
 - ・場合によっては職員会議を開き、方針や指導方法を協議する。
- ⑥ 学級担任または生徒指導主任が双方の児童に指導
 - ・いじめられた児童への対応(学級担任、教育相談担当)
 - ・いじめた児童への対応(学級担任、生徒指導主任、教育相談担当)
 - ・周囲(観衆・傍観者)への対応(学級担任、学年主任、)
 - ・児童の保護者への対応(学級担任、生徒指導主任)
 - ・PTAへの働きかけ(校長、教頭)
 - ・教育委員会など関係機関との連携(校長、教頭)
- ⑦ 担任が家庭に報告
 - ・児童の保護者への対応(学級担任、生徒指導主任)
- ⑧ 解決するまで②～⑦を必要に応じて繰り返す
- ⑨ 校長が解決したと判断した時点で終了(いじめられた児童への追跡した観察、実態把握は継続する)

2 いじめ発見時の具体的対応

(1) いじめられた子ども

いじめられていると相談にきた子どもや、いじめの情報を伝えにきた子どもから話を聞く場合は、他の子どもたちの目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮を行う。また、事実確認は、いじめられている子どもといじめている子どもを別の場所で行うことが必要である。状況に応じていじめられている子ども、いじめ情報を伝えた子どもを徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備する。

(2) 事実確認と情報の共有

いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経験や心情などをいじめている子どもから聴きとるとともに、周囲の子どもや保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。なお、保護者対応は、複数の教職員で対応し、事実に基づいて丁寧に行う。

短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。

3 いじめが起きた場合の対応

(1) いじめられた子どもに対して:いじめられた児童の側に立った親身の対応

子どもに対して → 全力で守り通すこと、秘密を守ることを保障

- 受容: 事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで安定を図る。
- 安心: 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」、必ず解決できる希望が持てることを伝える。
- 回復: 人間関係(交友関係)の確立を目指す。
- 自信: 自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。
- 成長: 本人自身の自己理解を深め、自立への支援を行う。

【具体的な対応】

- ① 話をうなづきながら聴く
 - ・子どもの訴えについて、顔を見ながら一言一言にうなづきながら聴くことにより、「君のいうことはしっかり聴いているよ」という暗黙のメッセージを伝える。
- ② 本人の訴えた言葉を復唱する
 - ・「あなたの話をこのようにしっかり聴いているよ」というメッセージになり、子どもに安心感を与える。
 - ・自分の身に起きていることを客観的に考えるきっかけをつくることができる。
- ③ 話が混乱しているときには、その内容を整理して伝える
 - ・教師が事実関係の掌握に誤りがないかどうか確かめる。
 - ・被害者が自分の感情を整理し、具体的に考えられるようにする。
- ④ わからないことを質問する
 - ・話していることがよくわからないからといって子どもの話を遮ってまで聴かない。
 - ・「わからないことがあるから質問していい？」と尋ねてから聴く。
 - ・不明確なところを簡潔に整理してから質問する。
- ⑤ 本人が努力していることを支持する
 - ・「一生懸命耐えていたんだね」「いろいろ工夫したんだね」など、努力を認める言葉をかけ

る。

- ・本人の努力した方向が違っていると思っても、否定的な言葉を言わない。
- ・否定の言葉よりも、「どうしてそうしたの?」「どんな気持ちだったの?」など、その気持ちを聴いてみるようにする。

保護者に対して

- ・発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝える。
- ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・継続して家庭と連携をとりながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- ・家庭で子どもの変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

(2) いじめた子に対して:いじめは「人権侵害」である

【基本的な姿勢】

- ① 「いじめは人権侵害であり、絶対に許すことのできない行為である」ことを厳しく認識させる。
- ② 差別的なものの見方や偏見に気づかせたり、豊かな人間関係の重要性に気づかせたり等、いじめを許さない雰囲気醸成する。
- ③ 励まし合い、助け合いによって、よりよい集団を作ろうとする意欲を持たせる。
- ④ 加害児童との信頼関係の構築を図り、本人自らの力で問題の解決を図れるよう支援する。
- ⑤ 教師は、どの児童も自らの行為を反省し、新しく生きようとする力が備わっているという認識をもち指導にあたる。

子どもに対して

- 確認:いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、子どもの背景にも目を向け指導する。
- 傾聴と処遇:心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- 内省:いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

【対応のポイント】

- ・事実はしっかり認めさせる
- ・決して言い逃れはさせない
- ・きちんと謝罪させる
- ・それ以上罰しない
- ・今まで以上に関わりをもつ

保護者に対して

- ・正確な事実関係を説明し、事実関係を理解していただく。また、いじめられた子どもや保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。

- ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ・子どもの変容を図るために、今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

(3) 周りの子どもたちに対して

- ・当事者のだけの問題にとどめず、学級および学年、学校全体も問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- ・はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- ・いじめを訴えることは、正確に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
- ・いじめに関するマスコミ報道や体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

(4) 継続した指導

- ・いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折りに触れて必要な指導を継続的に行う。
- ・教育相談、日記、手紙などで積極的に関わり、その後の状況について把握に努める。
- ・いじめられた子どものよさを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的に関わり、自信を取り戻させる。
- ・いじめられた子ども、いじめた子ども双方がカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。
- ・いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取り組みを強化する。

4 ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要がある。

未然防止には、子どものパソコンや携帯電話、スマートフォン等を第一義的に管理する保護者と連携した取り組みを行う必要がある。早期発見には、メールを見たときの表情の変化や携帯電話等の使い方の変化など、被害を受けている子どもが発するサインを見逃さないよう、保護者との連携が不可欠である。

「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していくことが必要である。

(1) ネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話、スマートフォンを利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷等をインターネット上の Web サイトの掲示板などにかきこんだり、メールを送ったりする方法により、いじめを行うもの。

(2) 未然防止のためには

学校での情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、

保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行う。

保護者会等で伝えたいこと

〈未然防止の観点から〉

- ・子どもたちのパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において子どもたちを危険から守るためのルールづくりを行うこと、特に携帯電話を持たせる必要性について検討すること
- ・インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識をもつこと。
- ・「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に子どもたちに深刻な影響を与えることを認識すること

〈早期発見の観点から〉

- ・家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた子どもが見せる小さな変化に気づけば躊躇なく問いかけ、即座に、学校へ相談すること

情報モラルに関する指導の際、子どもたちに理解させるポイント

インターネットの特殊性による危険や子どもたちが陥りやすい心理を踏まえた指導を行う。

〈インターネットの特殊性を踏まえて〉

- ・発信した情報は、多くの人にすぐ広まること
- ・匿名でも書き込みをした人は、特定できること
- ・違法情報や有害情報が含まれていること
- ・書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害など別の犯罪につながる可能性があること
- ・一度流出した情報は、簡単には回収できないこと

(3) 早期発見・早期対応のためには

関係機関と連携したネット上の書き込みや画像等への対応

- ・書き込みや画像の削除やチェーンメールへの対応等、具体的な対応方法を子ども、保護者に助言し、協力して取りくむ必要がある。
- ・学校、保護者だけでは解決が困難な事例が多く、警察等の専門機関との連携が必要になる。

書き込みや画像の削除

- ・被害の拡大を防ぐために、専門機関等に相談し、書き込み等の削除を迅速に行う必要がある。

※学校非公式サイトの削除も同様

〈指導のポイント〉

- ・誹謗中傷を書き込むことは、「いじめ」であり、決して許される行為ではないこと。
- ・匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定させること。
- ・書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること。

チェーンメールの対応

〈指導のポイント〉

- ・チェーンメールの内容は、架空のものであり、転送しないことで、不幸になったり、危害を

加えられたりすることはないこと。

- ・受け取った人は迷惑し、友人関係を損ねるので絶対に転送しないこと。内容により、「ネット上のいじめ」の加害者となること。

5 関係機関との連携

学校だけで解決が困難な事案に関しては、教育委員会や警察、地域等の関係機関との連携が不可欠である。連携を図るためには、管理職や生徒指導主事を中心として、日頃から学校や地域の状況についての情報交換などいわゆる「顔の見える連携」が大切である。

(1) 教育委員会との連携

学校においていじめを把握した場合には、学校で抱え込むことなく、速やかに教育委員会へ報告し、問題の解決に向けて指導助言等の必要な支援を受ける必要がある。

解決が困難な事案については、必要に応じて教育委員会が主導し、警察や福祉関係者等の関係機関や弁護士等の専門家を交えて対策を協議し、早期の解決を目指すことが求められる。

(2) 出席停止について

いじめを繰り返している児童に対しては、日頃からきめ細やかな指導や教育相談を粘り強く行うことが必要である。しかし、指導の効果があがらず、他の児童の心身の安全が保証されない等の恐れがある場合は、出席停止の措置を含めた対応を検討する必要がある。

(学校教育法第35条)

※出席停止の制度は、本人の懲戒という観点からではなく、学校の秩序を維持し他の児童の教育を受ける権利を保障するという観点から設けられているものである。

学校教育法第35条

公立の小・中学校において、性行不良であって他の児童生徒の教育の妨げがあると認める児童生徒があるとき、市町村の教育委員会は、その保護者に対して、児童生徒の出席停止を命じることができる。

- 1 他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
 - 2 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
 - 3 施設又は設備を損壊する行為
 - 4 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為
- 2 市町村の教育委員会は、前項の規定により出席停止を命ずる場合には、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由および期間を記載した文書を交付しなければならない。
 - 3 前項に規定するもののほか、出席停止の命令の手続きに関し必要な事項は、教育委員会規則で定めるものとする。
 - 4 市町村の教育委員会は、出席停止の命令にかかる児童の出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講ずるものとする。

(3) 警察、その他関係機関等との連携

学校は地域の警察との連携を図るため、定期的に関催されている夜間パトロールなどを活用し、相互協力の体制を整えておくことが大切である。

学校でのいじめが暴力行為や恐喝など、犯罪と認められる事案に関しては、早期に所轄の警察署や青少年センター等に相談し、連携して対応することが必要である。児童の生命・

身体の安全が脅かされる場合には、直ちに通報する必要がある。

いじめた児童のおかれた背景に、保護者の愛情不足等の家庭の要因が考えられる場合には、児童福祉課、児童相談所、民生委員等の協力を得ることも視野に入れて対応する必要がある。

6 評価

「いじめ問題への取り組みについてのチェックポイント」を利用しいじめ問題関する取り組みを評価する。学期に一回アンケートを実施し、評価結果から全職員で改善策を検討、課題を克服するためへの実践とつなげるPDCAサイクルを確立する。

VI 重大事態への対処 ～学校・保護者・地域が一丸となって子どもを守り通す～

1 重大事態の意味

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。 (いじめ防止対策推進法 第28条)

2 自殺の心理

- (1)ひどい孤立感・・・「居場所がない」、「誰も自分のことを助けてくれない」等。
- (2)無価値感・・・「私なんかいない方がいい」「生きていても仕方がない」等。
- (3)強い怒り・・・自分の置かれているつらい状況をうまく受け入れられず、やり場のない怒りが自分に向けられる。
- (4)思い込み・・・自分が今抱えている苦しみは永遠に続くという思い込みから来る絶望感。
- (5)心理的視野狭窄・・・自殺以外の解決方法が全く思い浮かばない。

3 自殺の危険因子

- (1)自殺未遂・・・薬の大量服用、リストカットなど死に直結しない自傷行為。
- (2)心の病・・・うつ病、統合失調症、パーソナリティ障害、薬物乱用、摂食障害 等。
- (3)安心感のない家庭環境・・・児童虐待、保護者の養育態度のゆがみ 等
- (4)独特の性格傾向・・・極端な完全主義、二者択一思考、衝動的、喪失体験 等。

4 自殺直前のサイン・・・ SOS のサインに気づく

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 自殺のほのめかし | <input type="checkbox"/> 物事に集中できなくなる |
| <input type="checkbox"/> 自傷行為 | <input type="checkbox"/> いつもなら楽々できるような課題ができない |
| <input type="checkbox"/> 行動、性格、身なりの突然の変化 | <input type="checkbox"/> 成績が急に落ちる |
| <input type="checkbox"/> けがを繰り返す傾向 | <input type="checkbox"/> 不安やイライラが増し、落ち着きがなくなる |
| <input type="checkbox"/> アルコールや薬物の乱用 | <input type="checkbox"/> 投げやりな態度が目立つ |
| <input type="checkbox"/> 重要な人の最近の自殺 | <input type="checkbox"/> 身だしなみを気にしなくなる |
| <input type="checkbox"/> 最近の喪失体験 | <input type="checkbox"/> 自分より年下の子どもや動物を虐待する |
| <input type="checkbox"/> 別れの用意(整理整頓、大切なものをあげる 等) | <input type="checkbox"/> 学校に通わなくなる |
| <input type="checkbox"/> 家出や放浪をする | <input type="checkbox"/> ひきこもりがちになる |
| <input type="checkbox"/> これまでに関心のあった事柄に対して興味を失う | <input type="checkbox"/> 過度に危険な行為に及ぶ |
| <input type="checkbox"/> 不眠、食欲不振、体重減少などの様々な身体の不調を訴える | |

5 対応の原則・留意点

- (1) 児童の行動等の変化の背景にある意味の一つ一つを丁寧に理解する。
- (2) 児童の「死にたい」という訴えや自傷行為を軽視しないでしっかりと受け止める。
- (3) 安易に励ましたり、叱ったりしない。
- (4) 言葉にだして心配していることを伝える。→「死にたいくらいにつらいことがあるんだね」
「とってもあなたのことが心配だ」
- (5) 率直に尋ねる。→「どんな時にそう思うの？」
- (6) 絶望的な気持ちを傾聴する→そうならざるを得なかった。それしか思いつかなかった状況を理解しようとする。
- (7) 安全を確保する。→当該児童を一人にしないで寄り添い、他者へも適切な援助を求めるようにする。
- (8) 一人で抱え込まない→組織的に対応する。
- (9) スクールカウンセラー等、専門家との連携をとる。
- (10) 急に児童との関係を切らない。→継続して関われるような配慮。

6 児童生徒に必要な自殺予防の知識

- (1) ひどく落ち込んだときには相談する。→相談できることはすばらしい能力であることを伝える。
- (2) 友だちから「死にたい」と打ち明けられたら、信頼できる大人につなぐ。
- (3) 自殺予防のための関係機関(相談機関や医療機関)について知っておく

7 不幸にして自殺が起きてしまったときの対応

〈自殺が起きた後の一般的な反応〉

- ・自分を責める…「あのときに一声かけていれば…」
- ・他人を責める…「〇〇君の態度が追い詰めた」
- ・集中できない、ひとりぼっちでいる、話をしなくなる
- ・一人でいることを怖がる、子どもっぽくなる。
- ・まるで何もなかったかのように振る舞う。
- ・反抗的な態度をとる。
- ・食欲不振、不眠、悪夢、頭痛、息苦しさ、腹痛、下痢、便秘、身体のだるさ 等

〈配慮が必要な人〉

- ・自殺した子どもと関係の深い人…親友、ボーイ(ガール)フレンド、同級生、部活動仲間 等
- ・元々リスクのある人…これまで自殺未遂に及んだり、自殺をほのめかしたことがある子ども
- ・現場を目撃した人…現場を目撃した人、遺体に直接対応した人

8 対応の原則 →二次被害の予防

〈校長を中心とした役割連携〉

- (1) 校長のリーダーシップ…遺族への対応、保護者会、記者会見等。
→「子どもを守る」、「遺族のサポート」、「第二の犠牲者を出さないこと」を念頭に「緊急対策チーム」を編成し対応する。
- (2) 情報の取り扱い…正確な情報発信、プライバシーへの配慮。
→自殺の手段を詳細に伝えない、自殺を美化しない、遺書や写真を公表しない、原因を単純化しない、センセーショナルに扱わない、特定の誰かの責任にしない 等。
- (3) 遺族への対応…遺族の要望をサポートし、柔軟に対応する。亡くなった子どもの兄弟姉妹

へのサポート、兄弟姉妹が他校にいた場合は、連携し対応する。

- (4)保護者への対応…今回の事実や学校の対応、今後の予定を知らせる。子どもへの接し方相談機関等の情報等について伝える。
- (5)マスコミへの対応…一貫した情報発信を心がける。プライバシーへの配慮と連鎖自殺の防止のために情報の取り扱いには注意する。
- (6)学校再開(発生後初めて登校する日)…子どもたちへの伝え方について、校内放送や当該クラスに出向くなど安全策を講じるよう配慮し、子どもの些細な変化に対応できるよう、教育相談員等専門家と連携し対処する。